

池田市公益活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、池田市公益活動促進に関する条例（平成13年条例第14号。以下「条例」という。）第18条に規定する助成について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となるもの（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれにも該当する市民（条例第2条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。）とする。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者に該当しないこと。

(2) 代表者が次に掲げる欠格事由に該当しないこと。

① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(3) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でない個人であること。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象者が実施する公益活動（条例第2条第2号に規定する公益活動をいう。以下同じ。）とする。ただし、市が実施する他の制度による助成又は補助を受けている事業はこの限りではない。

2 助成対象者が1つの年度内に助成金の交付を受けられることができる事業は、1事業とする。

3 対象事業期間は、第9条第1項の規定による助成金の交付決定を行った日の属する年度（以下「助成対象年度」という。）とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に直接要する経費のうち、別表第1のとおりとする。

2 助成対象経費は、助成対象年度内に支出されたものとする。ただし、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りではない。

(助成の種類)

第5条 助成の種類は、次の表のとおりとする。

助成の種類	活動支援コース	発展支援コース
申請が可能なもの	助成対象者（過去に当該コースの助成を5回受けたものは除く。）。	申請事業の目的に沿った事業を1年以上実施している助成対象者（過去に当該コースの助成を3回受けたものは除く。）。
助成限度額	助成対象経費の3分の2以内とし、その限度額は5万円とする。	助成対象経費の2分の1以内とし、その限度額は50万円とする。
助成金額	第7条第1号に規定する書類により申請のあった額の全額とする。	第7条第2号に規定する書類により申請のあった額のうち、第8条の審査により獲得した点数に基づき、別表第2により算出された額とする。ただし、獲得した点数が、一定の点数を下回れば、別表第2により失格とする。
交付限度数	予算の範囲内において交付する。	第8条による審査の結果、獲得した点数の上位3者までとする。

(募集方法)

第6条 助成対象事業の募集は、インターネットの利用その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、第5条に規定する助成の種類に応じて、所定の申込期間内に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 活動支援コース

- ① 活動支援コース交付申請書（様式第1号）
- ② 活動支援コース事業計画書（様式第2号）

③ 活動支援コース収支予算書（様式第3号）

④ 誓約書（様式第4号）

⑤ その他市長が必要と認める書類

(2) 発展支援コース

① 申請者の前年度の事業報告書及び決算書

② 申請者の当該年度の事業計画書及び予算書

③ 定款、寄附行為又は規約（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）（個人の申請者を除く。）

④ 役員（法人以外の団体にあつては、これに該当する者）の名簿（個人の申請者を除く。）

⑤ 発展支援コース交付申請書（様式第5号）

⑥ 発展支援コース事業計画書（様式第6号）

⑦ 発展支援コース収支予算書（様式第7号）

⑧ 誓約書（様式第4号）

⑨ その他市長が必要と認める書類

（助成金の審査）

第8条 助成金の審査は、第5条の助成の種類に基づき、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 活動支援コースの審査は、第7条第1号の規定により提出された書類により市職員が行う。

(2) 発展支援コースの審査は、第1次審査として第7条第2号の規定により提出された書類により審査を行い、第2次審査として第1次審査を通った第7条の規定により申請のあった事業について申請者が公開の場で行う説明（以下「公開プレゼンテーション」という。）により市職員及び池田市立市民活動交流センター指定管理者の構成員が行う。

2 前項による審査（公開プレゼンテーションを除く。）は、非公開で行うものとする。

3 第1項第2号による審査は、別表第3の審査基準に基づき行うものとする。

（助成金の交付決定）

第9条 市長は、前条の審査により適当と認めたものについては、助成金の交付を決定し、申請者に対して池田市公益活動助成金交付決定通知書（様式第8号）により通知する。

2 市長は、前条の審査により不適当と認めたものについては、不交付を決定し、申請者に対して池田市公益活動助成金不交付決定通知書（様式第9号）により通知する。

（助成金の交付請求及び交付）

第10条 前条第1項の助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けたものは、第11条に規定する活動実績報告等の後、池田市公益活動助成金交付請求書（様式第10号）により、市長に助成金の交付を請求するものとする。ただし、当該事業の終了前に交付の請求をする場合は、発展支援コースに限り、前条第1項により決定した額の2分の1以内の額に限り請求することができる。

2 市長は、前項の請求の内容を確認し、適当と認めたときは、当該助成金の交付を請求したものに助成金を交付する。

（活動実績報告等）

第11条 交付決定を受けたものは、当該事業終了後又は年度終了後速やかに、池田市公益活動実績報告書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 助成の対象となった事業の実績を示す書類（収支決算書を含む。）、冊子、写真等

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 助成金の交付を受けたものは、その活動に関する書類及び帳簿等を整理しておかなければならない。

（事業報告会）

第12条 市長は、発展支援コースの助成金の交付を受けたものに対する助成の成果を公表し、公益活動の促進を図るため、公開の事業報告会を開催する。

2 発展支援コースの助成金の交付を受けたものの代表者等の構成員は、前項の事業報告会に出席しなければならない。

（助成金の返還等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 助成の対象となった事業を中止したとき。

(3) 助成の対象となった事業の決算額が申請時の予算額より減額していたとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(情報の開示)

第14条 市長は、この要綱により、助成の対象となったものの名称、助成金の額、その対象となった活動の内容をインターネットの利用その他市長が適当と認める方法により公表するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月18日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の池田市公益活動助成金交付要綱の規定は、平成20年度以後の助成金から適用し、平成19年度以前の助成金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 2 3 日から施行し、この要綱による改正後の池田市公益活動助成金交付要綱の規定は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

別表第1（第4条関係）

助成対象経費

区 分	経 費 の 種 類
報 償 費 関 係	講師等謝礼、調査・研究の報償等
旅 費 関 係	交通費、通行料等
需 用 費 関 係	図書類、文具類、雑品類、食材、石油類、プロパン、
役 務 費 関 係	薪、炭、写真現像焼付け、印刷、製本等
委 託 料 関 係	郵便料、通信料、クリーニング料、コピー料、宅配
使 用 料 及 び	料、保険料、損害賠償保険料等
賃 借 料 関 係	警備委託料、催し物等会場設営委託料等
原 材 料 費 関 係	催し物等会場使用料、レンタル機器、レンタル物品
	レンタカーの使用料等
	材木、土砂等

備考

- 1 上記の経費のほか、市長が必要と認める経費を含む。
- 2 修繕費は、実施事業に不可欠かどうかなど重要度を鑑みて判断する。
- 3 備品購入費は、すべて助成対象外とする。
- 4 食糧費は、すべて助成対象外とする。
- 5 事務所等の管理費（光熱水費、電話代、ネット使用料など）は、すべて助成対象外とする。
- 6 市民の活動などを運営するための費用（名刺、総会費用、会報など）は、すべて助成対象外とする。
- 7 加盟組織等への入会費、年会費等は、すべて助成対象外とする。
- 8 講師等謝礼に対する対象経費は、社会一般の常識からして余りに高額なものと市長が判断したものは、助成対象額に含めないものとする。
- 9 自団体の構成員に対する謝礼は、各事業の実情に応じて助成対象か市長が判断する。
- 10 上記の経費のうち、活動するものの責任で負担されるべきもの、高額なもの、社会一般の常識からして助成することが適

切と認められないものは、助成対象額に含めないものとする。

1 1 助成の対象となった活動に係る収入があった場合には、当該助成対象額からそれらの額を控除するものとする。助成の対象となった活動に係る収入とは、他の国や府の助成金や補助金、参加費、協賛金及び広告料などである。ただし、その収入が補助対象経費に該当しない経費（食糧費・備品購入費など）に充当することが明確な収入については、補助対象事業に係る収入から除外する。

1 2 対象経費については、内容を確認し市が審査するので、全てが認められるものではないものとする。

別表第 2（第 5 条関係）

交付割合

獲得した点数	交付割合
9 1 点以上	満額交付
8 1 点から 9 0 点	8 割交付
7 1 点から 8 0 点	6 割交付
6 1 点から 7 0 点	4 割交付
6 0 点以下	失格

別表第3（第8条関係）

審査基準

1	自発・自立性	申請者自らが企画し、自ら行っているか。又この助成金は事業を軌道に乗せるための一時的なものであるから、助成金に頼らず自立して事業を行うため、自己努力による財源確保（会費や事業収入など）に努めたか。	20点
2	公益性	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与しているか。会員相互の利益に留まっていないか（共益的でないか）。市民の共感が得られるものか。	20点
3	先駆性	事業手法や取り組む課題が目新しいものか。市民の強みである課題へ取り組む柔軟性や創造性が発揮されているか。	10点
4	発展性	他の市民と市民協働することで、より効果的な事業となっているか。継続的な展望が期待できる事業か。	10点
5	地域性	市民のために行われており、その活動が池田市に対して活力ある豊かな地域づくりに繋がるか。取り組む課題と関係のある市民が参加できるよう配慮されているか。	20点
6	計画性	活動の規模・経費・期間が妥当であるか。事業の目的・内容が明確で合致しており、事業を計画的に実施できるか。	20点